

藤沢市立小学校教員の懲戒処分について

1 職員

総括教諭 (58歳、男性)

2 事案の概要

当該総括教諭は、医療等の用途以外の用途に供するため、平成26年夏頃から月に1、2回程度、指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を使用し、また、平成27年5月20日(水)頃、インターネットサイトを通じて、中華人民共和国から当該指定薬物瓶2本約77.7グラムを輸入しようとし、さらに、平成28年1月20日(水)、自宅において当該指定薬物小瓶2本約13.15グラムを所持した。

3 発覚の経緯・事故後の状況

平成28年10月4日(火)

市教委は、横浜地方裁判所(以下「地裁」という。)において開かれた当該総括教諭の裁判を傍聴した者からの連絡を受け、発覚

同日	市教委は県教委に事故の一報
同日	市教委は当該総括教諭から事情聴取
10月5日(水)	当該総括教諭が市教委に起訴状の写しを提出
同日以降	当該総括教諭は自宅待機
同日	市教委は記者発表
10月6日(木)	県教委は当該総括教諭を休職(起訴休職)処分
10月11日(火)	市教委は県教委へ事故報告書を提出
10月12日(水) 13日(木)	県教委は当該総括教諭等から事情聴取
10月21日(金)	地裁は、当該総括教諭に懲役1年6月執行猶予3年の判決

4 処分の程度、理由

懲戒免職

児童に対し、薬物乱用防止を指導する立場にある教員が、医療等の用途以外の用途に供するため、指定薬物を使用、所持し、輸入しようとしたことは、児童や社会に及ぼす影響が極めて大きく、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものである。

処分年月日

平成28年10月27日

根拠法規

地方公務員法第29条

以 上